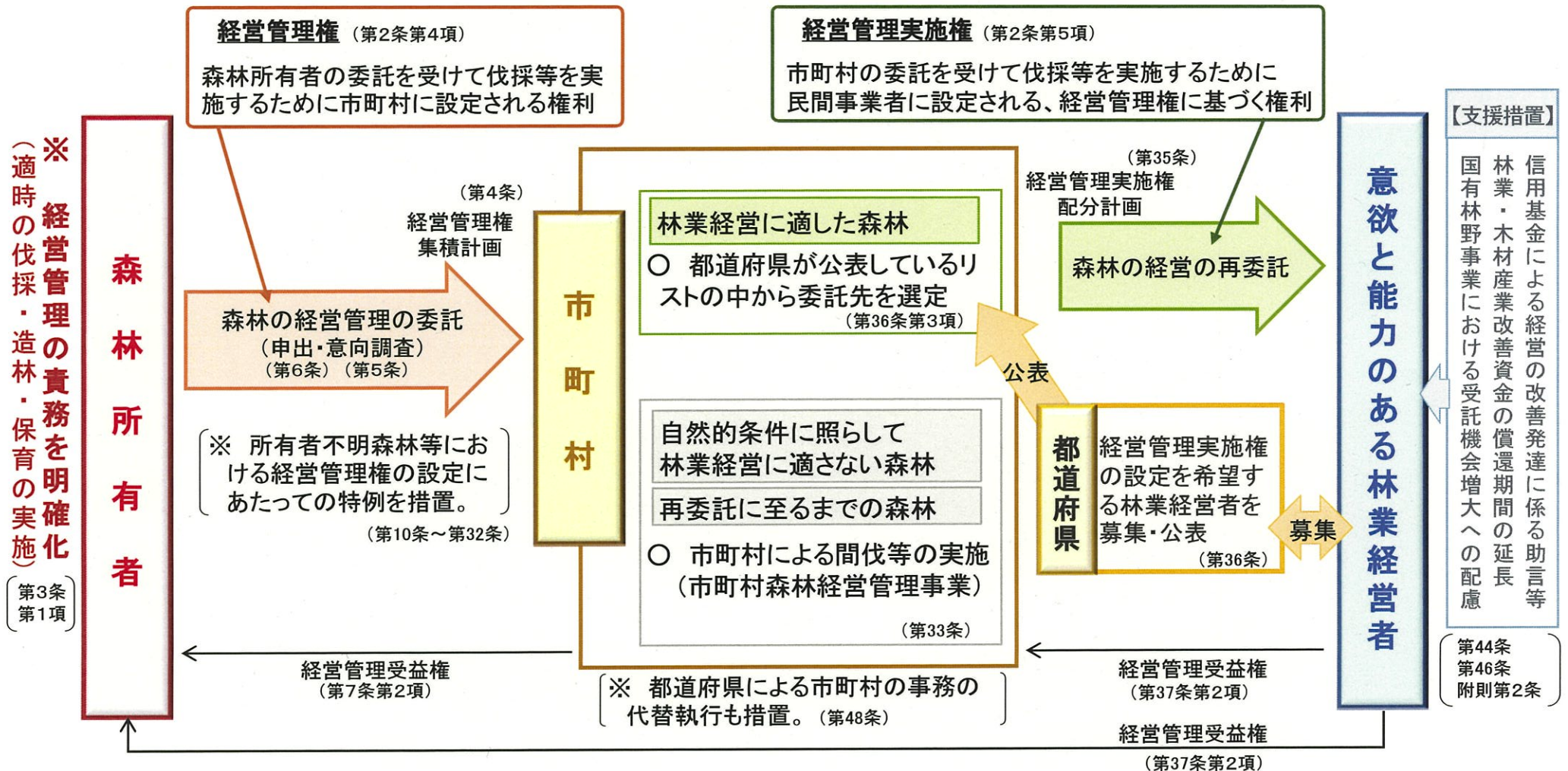


## 森林経営管理制度の概要

# 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の概要

- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
- ④ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施



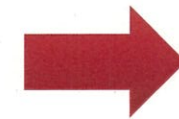
# 狙い① 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）とは

経営管理が行われていない森林について  
市町村が仲介役となり森林所有者と  
林業経営者をつなぐシステムを構築し  
担い手を探す



併せて、所有者不明森林の問題  
にも対応

林業経営に  
適した森林



経営管理を  
再委託



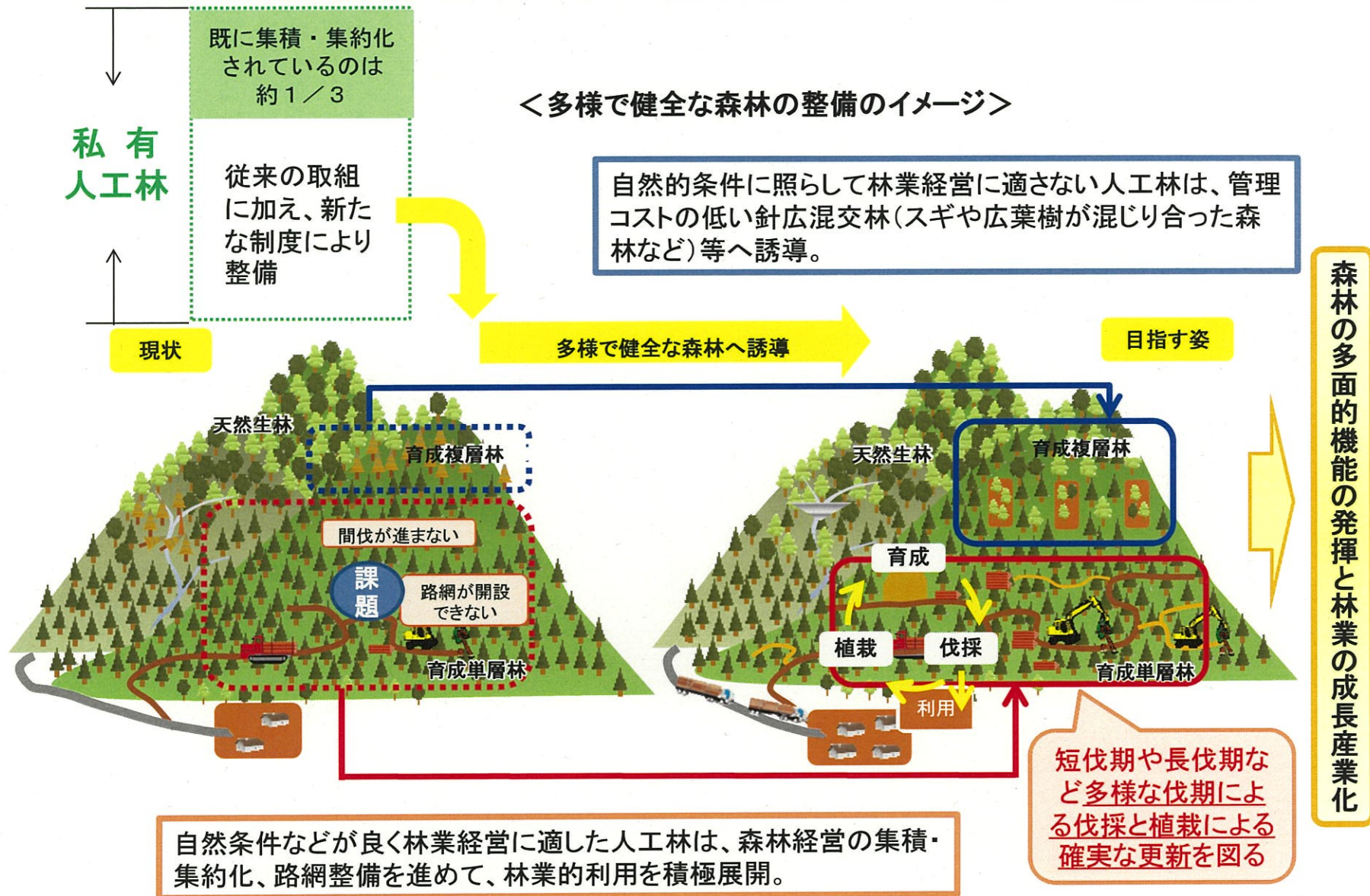
意欲と能力のある  
林業経営者

林業経営に  
適さない森林



市町村が自ら管理

## 狙い② 森林の経営管理の現状と将来像



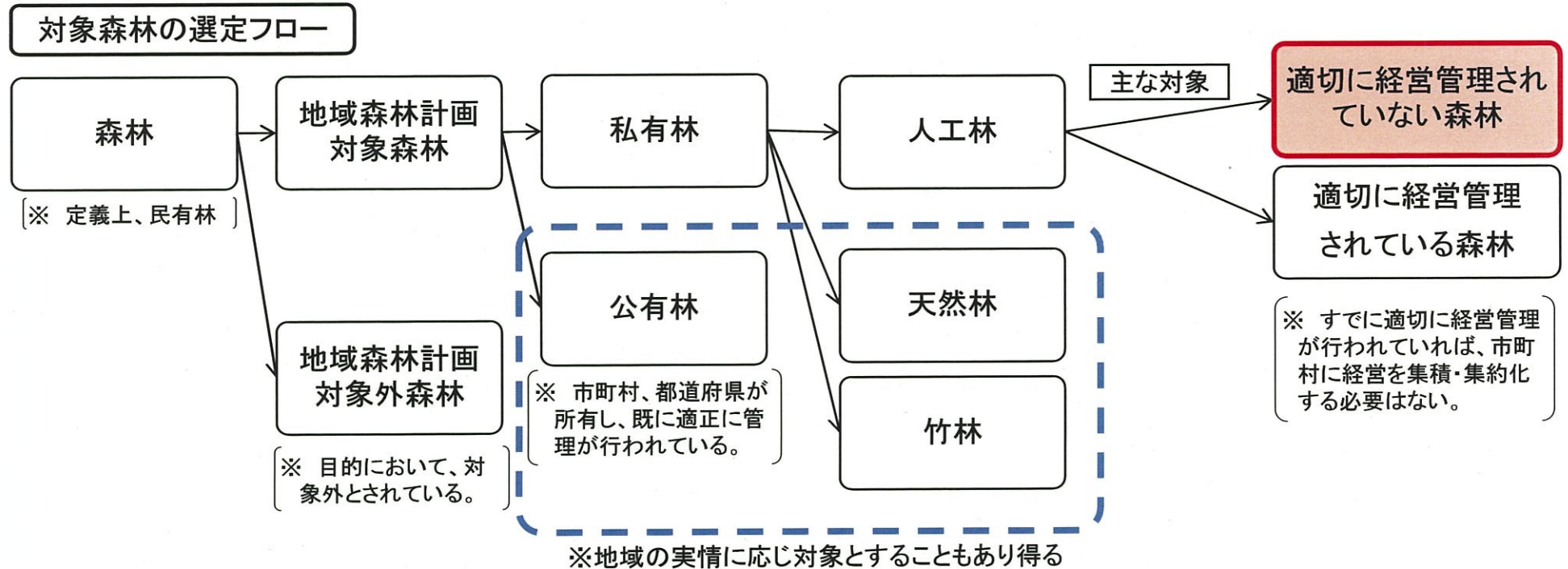
## 狙い③ 森林経営管理制度により期待される効果

<p>市町村 (地域全体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、<u>地域経済の活性化に寄与。</u></li> <li>○ <u>間伐手遅れ林の解消や伐採後の再造林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。</u></li> </ul>
<p>森林所有者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村が介在してくれることにより、<u>長期的に安心して所有森林を任せられる。</u></li> <li>○ 意欲と能力ある林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、<u>所有森林からの収益の確保が期待できる。</u></li> </ul>
<p>地域の 林業経営者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。</u></li> <li>○ これまで手がつけられなかった<u>所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。</u></li> </ul>

# 経営管理権集積計画の作成について③【対象森林】

第1条 本法律の対象は、森林法(昭26法249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林。

- 経営管理権等を設定する主な対象としては、地域森林計画対象の森林の中で経営管理が行われていない私有林人工林を想定。
    - ① 市町村や都道府県が所有している公有林
    - ② 健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性の低い天然林
    - ③ 適切に経営管理が行われている人工林
- については、市町村が森林所有者に代わって経営管理を行う必要性は低いことから、対象として基本的に想定していない。



# 対象森林の選定フロー①

民有林 (地域森林計画対象森林) か

→no ・ 国有林は国が管理しており対象外。

↓yes

私有林か

→no ・ **公有林**は地方公共団体が管理しており原則対象外だが、**財産区有林など、対象に含めることも可能。**

↓yes

人工林か

→no ・ **天然林**は自然の推移に委ねて公益的機能が発揮される場合には対象外。  
・ **人為の関与が必要な場合には対象に含めることも可能。**

↓yes

森林経営計画が未策定

→no ・ **計画策定森林の中でも経営管理が行われていない場合には対象に含めることも可能。**  
・ 一方で、計画未策定でも、計画作成の予定がある場合には留意が必要。

↓yes

意向調査 (経営管理権集積計画) を  
実施する森林 (地域) を選定

・ 経営管理が行われていないおそれのある森林を抽出。

○経営管理が行われていないおそれがある人工林の規準の目安

- ・ 1 齢級 : 残存本数がおおむね75%以下等、成林しないおそれ  
下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧
- ・ 2～4 齢級 : 除伐等が不十分であり、植栽木が他の樹木等に被圧
- ・ 5 齢級～標準伐期齢 : 間伐が未実施、または最後の間伐から10年以上経過などで過密化
- ・ 標準伐期齢以上 : 最後の間伐から15年以上経過するなど過密化

(「事務の手引き (概要)」 P. 6)

<経営管理権集積計画>

林業経営に適した森林

(林業経営者につなげる)

林業経営に適さない森林

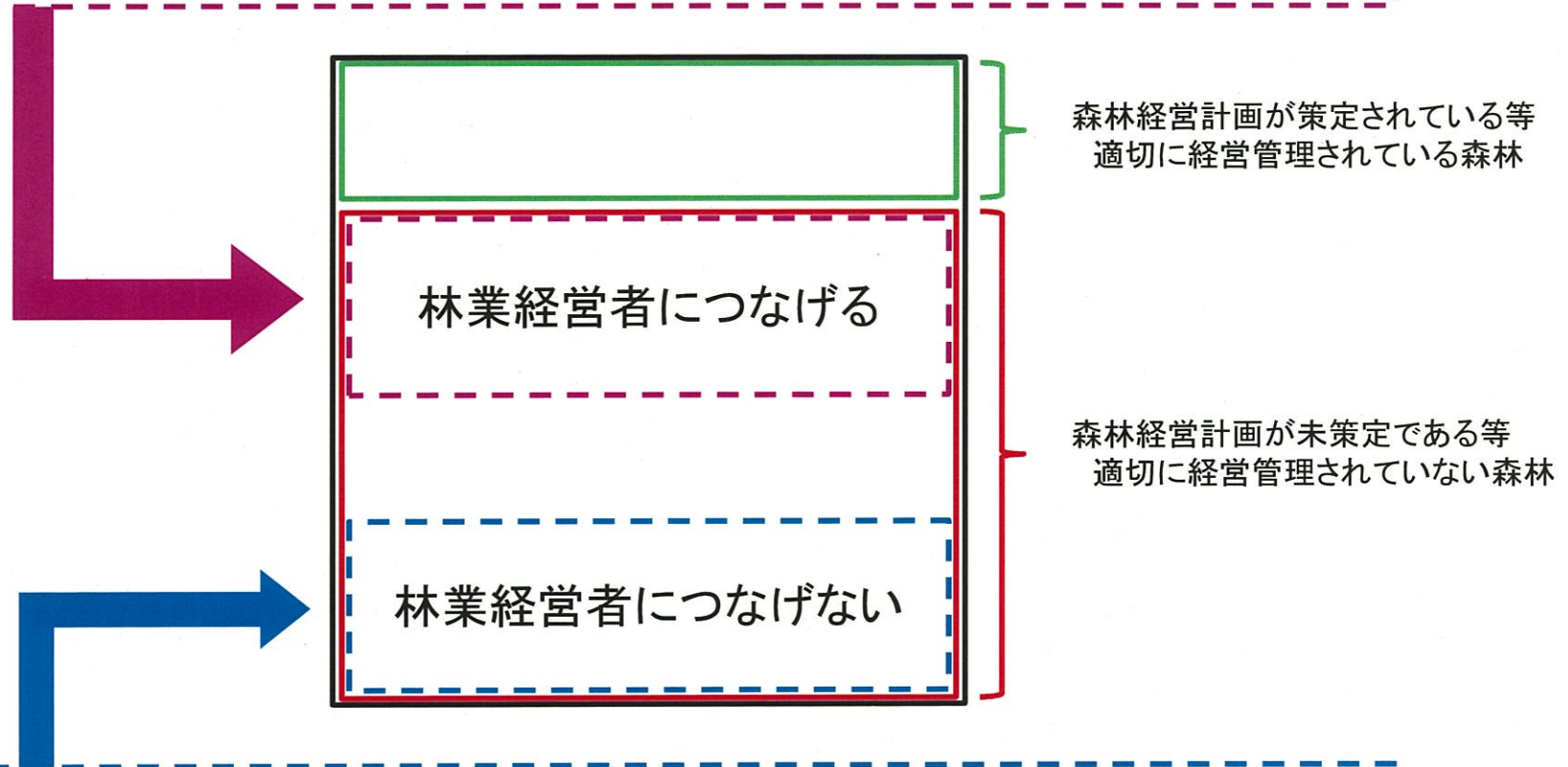
(林業経営者につなげない)

市町村

次頁へ

## 対象森林の選定フロー②

- ①森林資源の状況（例：平均傾斜15度未満）や路網整備の状況（例：基幹路網が開設済み）、木材の供給先の配置（例：原木市場や製材工場等が50km圏内にある）等から経済ベースに乗ると考えられる森林
- ②隣接した森林において都道府県が公表している民間事業者が森林経営計画を策定している森林（森林経営計画の策定が予定されている場合は留意が必要）
- ③隣接した森林の森林所有者や森林所有者から委託を受けた者から、経営管理を受託したい旨の要望があった森林等は、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れる可能性が高いため、選定を実施することが望ましい。



- ①森林資源の状況（例：平均傾斜35度以上）や路網整備の状況（例：基幹路網が未開設）、木材の供給先の配置（例：原木市場や製材工場等が50km圏内でない）等から経済ベースに乗らないと考えられる森林
- ②選定を実施したが経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れなかった森林等、選定を実施しても経営管理実施権の設定を希望する民間事業者が現れる可能性が低い森林については、選定を実施する必要性は低いと考えられる。